

高松市図書館情報システム再構築業務公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月15日

高松市中央図書館

本要領は、高松市図書館情報システム再構築業務（以下「本業務」という。）の目的達成に向け、最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル実施に係る必要事項を定めるものである。

1 業務名

高松市図書館情報システム再構築業務

2 目的

本業務は、高松市図書館情報システムの再構築及びサンクリスタル高松リニューアル事業の実施に合わせてRFID導入を行うものである。なお、その詳細については、別に定める高松市図書館情報システム再構築業務仕様書及び高松市図書館情報システム再構築業務基本機能要件確認表を参照すること。

3 スケジュール

実施要領等の公表	令和6年4月15日（月）から
現地見学（希望者 要申出）	令和6年4月17日（水）
質問書の受付期間	令和6年4月15日（月）から4月19日（金）まで
質問書に対する回答期限	令和6年4月26日（金）まで
提案書等の提出期間	令和6年4月30日（火）から5月10日（金）まで
プレゼンテーションの実施	令和6年5月15日（水）を予定
選定結果の通知	令和6年5月20日（月）を予定
契約締結・HP公表	令和6年5月下旬を予定

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。(参加要件の確認に当たり、要件を証することができる書面等の提出を求める場合があります。)

- (1) 参加申込書の提出日現在で「令和5年～7年高松市物品等入札参加資格者名簿」に登載されている事業者であること。
- (2) 過去5年以内に、本市と同等規模以上の自治体(都道府県、政令指定都市及び中核市を目安とする)に対して、図書館情報システムの導入及び運用保守の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 本プロポーザルの公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止を受けていないこと。
- (7) 本事業への参加を申し込む書類の提出の時点において、国、都道府県及び市区町村税の滞納がないこと。
- (8) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

5 提出物

本プロポーザルの参加に当たっての提出物は以下のとおりとする。

- ア 参加申込書(別紙3を使用すること) 1部
- イ 導入及び運用保守実績(別紙4を使用すること) 1部
- ウ 基本機能要件確認表(別紙5を使用すること) 1部

- エ 提案書 10部
- オ 提案価格内訳書（別紙6を使用すること） 1部
- カ 参考見積書（作業項目及び機器構成等の詳細が記載されたもの） 1部
- キ 提出書類一式を保存したCD-R 1枚

6 提出先（事務局）

高松市 教育局 中央図書館
 〒760-0014 香川県高松市昭和町1-2-20
 電話：087-861-4501
 E-mail: library@city.takamatsu.lg.jp

7 提案要領

本提案公募要領に対応した提出物エ、オ、カの作成、並びに「提案プレゼンテーション」の準備は、以下の要領に従い実施してください。

(1) 提案書の書式等

提案書の書式は、以下の事項に従ってください。

- ア 用紙サイズ：A4
- イ 原稿の向き：縦
- ウ フォント：ゴシック・10.5ポイント以上
- エ 使用言語：日本語
- オ 提案書の作成に当たっては、以下の記載項目及び記載順で作成してください。

提案書記載項目		
1	基本事項	企業情報
		提案のコンセプト
2	システム概要	システム全般
		カウンター業務
		収集業務
		購入
		整理業務
		資料管理
		逐次刊行物
		督促

		相互貸借
		OPAC
		蔵書点検
		移動図書館
		レファレンス
		新着図書案内
		サーバ設置場所
		RFID(IC タグ関連機器) 導入
		電子書籍連携
		利用者カード代替機能
		ホームページ管理機能 (CMS)
		デジタルアーカイブ機能
3	システム再構築	システム及びネットワーク設計
		構築スケジュール
		進捗管理
		データ移行
		テスト実施と品質管理
		職員研修
4	セキュリティ対策	基本的な考え方
		ウイルス対策
		改ざん防止・暗号化
		監査証跡 (アクセスログ)
		移行データの受渡管理
5	保守・運用支援業務	システム保守内容・体制
		トラブル対応
		その他支援
6	追加提案	自由提案

カ 提案書は100ページ以内で作成してください。

キ 記号・略称等の使用：初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。なお、審査者が記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性があります。

(2) 提案価格内訳書（参考見積）の構成

提案書の内容に基づき、所定の様式（別紙6 提案価格内訳書）を用いて高松市図書館情報システム再構築業務におけるライフサイクルコストの参考見積額を提示し、合わせて参考見積書を提出してください。

【見積条件】

- ア 令和6年度に実施する図書館情報システム再構築業務の委託に係る経費（初期経費）。ただし、提案上限額は154,220千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。なお、この金額には既存システムから抽出されたデータの移行経費を含むものとします。（既存システムからの抽出業務は既存システム保守事業者が実施）
- イ 令和7年度に予定する既存機器等更新に係る機器等賃貸経費の参考価格 図書館情報システム及び機器の保守ほかシステム運用に係る経費を含む5年間のリース期間を想定
- ウ 令和8年度に予定するICタグ関連機器の導入に係るシステム改修及び機器設定等に要する委託経費の参考価格
- エ 令和8年度に予定するICタグ関連機器の導入に係る機器等賃貸に要する経費の参考価格 保守を含む5年間のリース期間を想定
- オ 「イ 令和7年度に予定する既存機器等更新に係る機器等賃貸経費」「ウ 令和8年度に予定するICタグ関連機器の導入に係るシステム改修及び機器設定等に要する委託経費」「エ 令和8年度に予定するICタグ関連機器の導入に係る機器等賃貸に要する経費」の参考見積額については、上限額を500,331千円（3項目を合わせた各年度の合計額 消費税及び地方消費税を含む）とします。**なお、この金額は契約時の予定価格を確約するものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。提案に当たっては上記金額を超えないものとします。**

(3) 提案プレゼンテーションの内容

提案事業者に対しては、提案書の内容に関するプレゼンテーションを要請します。提案プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含めて60分程度とする予定です。概ね、以下の構成となる予定です。

なお、プレゼンテーション実施日時については、本プロポーザルの参加申込書の受理後に担当者へ連絡します。

- ア プロジェクト管理者又はリーダー予定者による提案書の要旨説明及び提案システムのデモンストレーション（50分程度）

イ 質疑応答（10分程度）

8 現地見学

現地見学を希望する者は、令和6年4月16日（火）17時までに事務局へ見学希望場所及び見学理由を申し出てください。

（1）見学日 令和6年4月17日（水）

※見学時間については、事務局と協議し決定する。

（2）注意事項

ア 現地見学の際、業務の支障にならないよう配慮すること。

イ 許可なく動画・写真等の撮影は行わないこと。

ウ 職員は現地案内以外の対応は行わない。

エ 質疑が生じた場合は、質問書（別紙2）を使用すること。

9 提案における質問・回答について

（1）受付期間

令和6年4月15日（月）から同19日（金）まで

（2）提出方法

質問内容を簡潔にまとめ質問書（別紙2）により電子メールで事務局に提出すること。なお、件名は「**高松市図書館情報システム再構築業務公募型プロポーザル 質問**」とすること。

（3）回答期限（予定日）

令和6年4月26日（金）

（4）回答方法

質問に対する回答は一括して取りまとめ、令和6年4月26日（金）までに高松市ホームページにおいて公表する。

10 評価・審査及び選定結果の通知

(1) 評価

提案に係る評価は、高松市図書館情報システム再構築業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」）が別紙7 高松市図書館情報システム再構築業務評価基準(評価配点表)により行う。

(2) 審査及び選定

選定委員会が参加者の評価得点等、総合的な審査を行い、契約の交渉を行う候補者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定委員会終了後に、参加者全員に電子メールにより、選定結果を通知する。

また、審査の結果については、高松市ホームページに掲載し公表する。

11 その他の留意事項

(1) 参加申込書、企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に関する経費、その他本プロポーザルに参加するための一切の費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類等は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

(3) 提出書類等に記載された内容は、本プロポーザルの実施に関する事務以外には使用しないものとする。

(4) 提出書類等については、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等は認めない。

(5) 提案参加申込書を提出した後に辞退する者は、辞退届を提出すること。

(6) 特許権、実用新案権その他法令に基づき保護されている権利を侵害し、これにより第三者に損害を与えたときは、その責任の全てを参加者が負うものとする。

(7) 提出書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、公表その他プロポーザルの実施について必要があると認めるときは、本市は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(8) 選定結果の通知後、契約締結までに高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

- (9) 本市は、緊急やむを得ない理由により、本プロポーザルを停止、又は中止する場合がありますが、その場合において、本プロポーザルの参加者が損害を受けることがあっても本市は、その責めを負わない。
- (10) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施について必要な事項は、選定委員会が定める

